

道路管理者
秋田県知事 佐竹 敬久 様

令和〇年〇月〇日

〒〇〇〇〇-〇〇
住 所：〇〇市〇〇町〇〇××番地
会 社 名：〇〇〇〇会社
代表者名：代表 〇〇〇〇
担 当 者：〇〇〇課〇〇担当 名前
連 絡 先：TEL〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

道路一時使用届出書

下記により道路を一時使用したいため、次の通り届け出します。

- 1 使用目的 〇〇工事に伴う〇〇作業（〇〇を〇〇します）
記載例：下水道マンホールの補修工事（蓋周辺の破損した舗装を打ち直します）
- 2 使用期間 令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日（うち作業〇日）
日中（ : ~ : ） 夜間（ : ~ : ）
- 3 使用場所 〇〇〇線（〇〇市〇〇〇字〇〇 地内） L=〇m
- 4 交通規制方法 片側交互通行・全面通行止め・車両規制無し（ ）
- 5 添付書類 添付する書類を列記
- 6 道路の復旧方法 原形復旧 その他（ ）
- 7 その他 ※記載する事項が無ければこの欄は不要です

道路を一時的に使用するための作業届け作成例

(届け出が必要な条件)
県管理道路施設(道路本体、歩道、縁石、法面等)に影響は無いが、道路敷地内で所持施設の点検等作業を行う場合(物件保守)、もしくは道路占用済物件の軽易な保守及び変更(軽易な変更)、緊急工事、占用手続きに必要な試掘などの作業について、これらの作業の許可は不要となっておりますが、内容に違法性や危険性が無いか道路管理者が判断し、場合により指導を行う必要があるため届け出が必要です。

例) 物件保守 :上下水道のマンホール点検、埋設管の洗浄作業
軽易な変更:電柱や電線の保守作業、掘削を伴わないマンホールの嵩上げ等
緊急工事 :ガス・水道・下水道の漏洩修理、電気・電話の補修工事等(※作業内容により事後32条申請有)
試掘 :地下埋設物の新規占用調査として占用申請資料とするための試掘作業
その他:自宅敷地がなくやむを得ず歩道に跨がり家屋工事の支保を設置する等
※自宅前に車道への出入口を作る、イベント用に旗や看板を歩道に設置するなどとは別途手続きとなります。

(道路敷地について)
例外もありますが、一般的に道路の敷地は車道、歩道、路肩、法面、待避所、側溝まで含まれています。「道路敷かな?」と感じたら、気軽に雄勝建設部用地課までお問い合わせください。
なお、道路敷地の使用は、やむを得ない場合となります。届出とはいえ、隣接する民地等が利用可能な場合等、改善の指示等がある場合がありますのでご了承ください。

記載のポイント

右上日付 提出者情報 代表者名	提出日を記載してください 郵便番号、住所を記載願います。住所は湯沢市、羽後町、東成瀬村からの記載でかまいません。 個人の場合は記載不要です。 町内会等の任意団体は団体名をここに記載してください。 代表者の役職と名前を記入してください。 問い合わせを行う際の実務担当の所属と名前(名字のみでの可) 電話番号は必須。その他 FAX か E-mail の併記が望ましいです。
使用目的	作業内容が想像できる記載にしてください。 良い例)電柱に添架している老朽化した変圧器を交換するため 悪い例)〇〇事業に伴う工事を実施するため
使用期間	工程に対し実作業日数が少ない場合は、カッコ書きにて実作業日数を記載願います。 通学路、市街地の場合は朝夕の時間帯を避けてください。※夜間の場合は事前に相談願います。
使用場所	3桁国道もしくは県道の名称、作業場所の住所を記載願います。 (道路名が不明な場合は住所、目印の店等で連絡ください。直接お答えします)。 延長はおおよそでかまいません。片側交互通行の場合は規制区間の延長となります。
交通規制方法	片側/全面/規制無しいずれかを記載してください(規制無しの場合は「待避所」等記載) 全面通行止めは事前に相談が必要です。(極力行わないでください。)
添付書類	位置図、平面図(道路台帳図)、作業図、現場写真必須。 ※道路台帳図は担当が提供します。 車両規制(片側交互通行)が伴う場合は保安図と警察の道路使用許可書が必要です。 期間が長い場合は工程表が必要です。下請がいる場合は連絡体制図も必要です。
道路の復旧方法 その他	通常は現形復旧に○を付けてその他は「見え消し」してください。 自由記載欄です。関連工事、施工条件、復旧方法等の補足説明があれば記載願います。